



様式第2号(第4条関係)

公文書開示決定通知書

24筑環第261号
平成24年 6月15日



濱 武 振 一 様

筑紫野市長 藤 田 陽 三 印

平成24年6月8日付の公文書の開示請求については、筑紫野市情報公開条例第11条第1項の規定により次のとおり開示することに決定したので通知します。

なお、公文書の開示を受ける際には、この通知書を情報公開室の職員に提示してください。

開示請求に係る公文書の件名又は内容	H23.4.11 県より依頼の広域処理体制の構築に関する調査に関するすべての書面 H.23.10.11 県より照会の災害廃棄物の受け入れ検討状況調査に関する書面全般
公文書の開示を行う日時及び場所	<p>【日時】 24年 6月15日 (午前・午後) 10時00分 ※ 当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を所管課等にご連絡ください。</p> <p>【場所】 情報公開室</p>
開示の方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付
所管課等名	市民生活部 環境課 廃棄物担当 電話番号 092-923-1111 (内線) 387

決裁月日 平成 23年 4月 14日

係	主査	係長	補佐	課長	部長	副市長	市長
お伺いします 同答し よろしく 「公印省略」	(太閤)	(福田)		(中川)			

23庵第 69号
平成23年4月11日

各市町村長（一般廃棄物行政担当課） 殿

福岡県環境部長
(廃棄物対策課)

東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理体制の構築に関する調査について（依頼）

このことについて、平成23年4月8日付で、環境省災害廃棄物対策特別本部から別添のとおり事務連絡があり、全国規模での災害廃棄物処理体制の構築のため、各地方公共団体における受入処理等に関する調査を下記のとおり実施しますので、御協力くださるようお願いします。

記

1 調査票

別添「損壊家屋等の廃棄物受入れ処理調査票」

2 実施要領

別紙のとおり

3 回答期限

平成23年4月14日（木）

4 提出先及び提出の方法

環境省災害廃棄物対策特別本部 (hairi-haitai@env.go.jp) あてに電子メールで提出願います。あわせて、福岡県環境部廃棄物対策課 (yoshioka-m2231@pref.fukuoka.lg.jp) あてにも送信してください。

担当
福岡県環境部廃棄物対策課
計画指導係 吉岡
TEL 092-643-3363
FAX 092-643-3365



東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理体制の構築に関する調査実施要領

1. 調査方法 : 別添「損壊家屋等の廃棄物受入処理調査票」により御回答願います。

2. 回答期限 : 平成 23 年 4 月 14 日 (木)

3. 回答提出先 : 右メールにデータでご送付下さい hairi-haitai@env.go.jp

4. 調査結果の活用

各地方公共団体から御回答いただいた受入処理可能な廃棄物及び受入量については、被災地地方公共団体の災害廃棄物処理対策協議会等の場において、その情報を提供するとともに、環境省が主体となってニーズとのマッチングを行うことにより、全国規模での広域処理体制の構築を図ります。

5 その他

○ 今回のご依頼に関して

震災発生直後に（社）全国都市清掃会議又は環境省災害廃棄物対策特別本部から、一部の地方公共団体には調査・協力依頼等を行っており、既に対応いただいている地方公共団体や既に被災地の損壊家屋等の廃棄物の処理を支援されている地方公共団体におかれましては、今回の調査が重複となってしまいますが、改めて全国的な広域処理体制の整備を図るため、再度の御回答をお願いします。

○ これまでご協力を依頼した地方公共団体の皆さまへ

- ・ 環境省では、震災直後の緊急支援のため（社）全国都市清掃会議会員都市及び被災地近隣の都県・一部都市（中核市・政令指定都市等）に各種協力を依頼させていただいています。
- ・ 依頼後、各自治体の皆さまから、支援応諾をいただいておりますが、被災地においては燃料不足、行方不明者捜索等に注力しており、現地において災害廃棄物処理への着手が困難な状況であったため、各自治体への現地支援への要請を控えていました。

○ 被災地における処理進捗の状況について

- ・ 被災地各県では、県が主導となった災害廃棄物処理対策協議会が順次設置され、仮置場の選定作業も進展し、今後、復興に向けた災害廃棄物処理が本格化する体制が整いつつあります。各自治体におかれましては引き続き御協力を願いいたします。

災害廃棄物の広域処理体制の構築に関する調査票 記載時の留意点

1. 廃棄物の状態

- 今回の受入処理をご検討いただきます損壊家屋等の廃棄物は、津波による塩分・土砂が付着した状態となっている場合があります。
- 被災地では、仮置場で可能限り分別を実施しますが、廃棄物の量が膨大であるため、多種多様な廃棄物が混在した状態となっている場合があります。

2. 遠距離への搬送方法予定

- コンテナを利用した鉄道貨物、船舶輸送を想定しています。

3. 記載項目

- 受入可能な廃棄物ごとに調査票にご記入ください。

① 受入可能な廃棄物： 現状では次の廃棄物の種類を想定しています。

- 生ごみ等（生ごみ等日常生活から排出される廃棄物）
- 量、絨毯類（比較的腐敗性が高く破碎処理を要する廃棄物）
- 可燃性混合廃棄物（木くずやプラスチック等が混合した状態の廃棄物）
- 家電製品類（家電リサイクル法対象外の家電製品類）
- 家具類（スプリングマットレスやソファー、家具等で破碎処理を要する廃棄物）
- 燃殻等（火災により発生した燃え殻等、埋立処分が必要な廃棄物）
- 不燃ごみ（割れたガラス等、埋立処分が必要な廃棄物）

② 1回の最大受入量（陸路はパッカ一車・ダンプ車、鉄道貨物・船舶はコンテナ輸送を予定）

・ 处理余力、ピット残量、保管可能量等を勘案し、1回の搬送で受入可能な量をご記入ください。

③ 受入場所： 廃棄物の受入場所、コンテナ搬送の場合はコンテナ積卸地を記入してください。

④ 処理方法： 受入施設で行う処分方法（焼却、破碎、埋立処分等）をご記入ください。

⑤ 受入施設の概要： 定格能力をご記入ください。

⑥ 1日処理可能量： 处理余力を勘案し、1日の処理可能量を記入ください。

⑦ 1回の受入量に要する日数： ② ÷ ⑥

⑧ 年間最大受入可能量： 处理余力・貯留能力等を勘案し、年間の最大受入可能量を記入下さい。

⑨ 特記事項： 搬送（受入荷姿）、受入から最終処分までのフロー、受入条件等をご記入ください。

3. その他

広域受入処理にあたり、搬送方法や近隣自治体との共同処理、自治体と民間企業との共同による処理等、廃棄物処理・リサイクルに関して各地域の特性を活かした受入提案もご検討下さい。

（様式自由）

災害廃棄物受入処理調査票（記例）

都道府県名

市区町村名	受入可能な焼棄物 ①	1回の最大受入量 ②	受入場所 ③	処分方法 ④	受入施設の概要 ⑤		1回の受入量の処理に要する日数 ⑦	年間最大受入可能量 ⑧
					処理施設名	処理能力	発電出力	
A市	可燃性混合焼棄物 (木くず、プラスチック等、 混在ごみ)	7,000t	OO港	焼却処理 焼却処理 焼却処理	a工場 b工場 c工場	600t/d 750t/d 750t/d	18,000kW 24,500kW 24,500kW	200t/d 250t/d 250t/d 700t/d
	○搬送について ○受入処理フロー ○受入可能頻度 担当	⑨ 担当	船舶によるコンテナ搬送を想定。揚陸施設あり。 船舶による輸送 → OO港で陸揚 → 各工場にコンテナ搬送 → 順次焼却処理 → 焼却灰はA市処分場で埋立 受入日から、15日以上経過後、月1回の頻度で受入可。但し、12月中旬から1月中旬までは受入不可。	OO市 OO町 OOT目O番O号 OO局 OO課 担当〇〇 電話 eメール				
市区町村名	受入可能な焼棄物 ①	1回の最大受入量 ②	受入場所 ③	処分方法 ④	受入施設の概要 ⑤		1回の受入量の処理に要する日数 ⑦	年間最大受入可能量 ⑧
B町	粗大ごみ	10t	處理施設と同	破碎施設 焼却センター	30/d	-	10t/d 1日	2,000t 2,000t
	○搬送について ○受入処理フロー ○受入可能頻度 ○受入不可物 担当	⑨ 担当	10tショットラックによる搬入を想定。 ショットラックにより処理センターに直接搬入 → 破碎処理 → B町焼却工場で焼却 → 焼却灰はB町処分場で埋立 原則月～金受入可。但し、12月中旬から1月中旬までは受入不可。 ・スクリーニング式マットレスの搬入不可。	OO市 OO町 OOT目O番O号 OO局 OO課 担当〇〇 電話 eメール				

災害廃棄物受入処理調査票

都道府県名

市区町村名	受入可能な廃棄物 ①	1回の最大受入量 ②	受入場所 ③	処分方法 ④	受入施設の概要 ⑤			1回の受入量に 処理に 要する日数 ⑦	年間最大 受入 可能量 ⑧
					処理施設名 ⑥	処理能力 発電出力	1日処理 可能量 ⑥		
⑨特記事項 担当									

市区町村名	受入可能な廃棄物 ①	1回の最大受入量 ②	受入場所 ③	処分方法 ④	受入施設の概要 ⑤			1回の受入量に 処理に 要する日数 ⑦	年間最大 受入 可能量 ⑧
					処理施設名 ⑥	処理能力 発電出力	1日処理 可能量 ⑥		
B町									
⑨特記事項 担当									

OO市 OO町 OOT目O番O号 OO局 OO課 担当OO 電話 eメール

チャレンジ
未来が変わる。
日本が空える。

BR



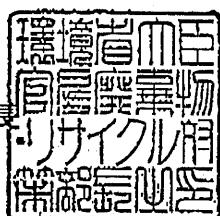
「節電への御協力をよろしくお願ひいたします」

環境対策第 110408002 号

平成 23 年 4 月 8 日

各都道府県知事 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長



東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理体制について

今般の東日本大震災によって、東北地方太平洋沿岸部を中心に甚大な被害が生じているところですが、被災地公共団体においては、膨大な損壊家屋等の廃棄物が発生しており、復旧・復興に向けた極めて重大な問題となっています。地震が発生して 3 週間以上が経過し、被災地公共団体において災害廃棄物処理対策協議会が立ち上がり、災害廃棄物の処理が本格化する中で、受入処理が可能な廃棄物処理施設等のニーズが増加しています。

これまでも、一部の地方公共団体や関係団体に対しては、環境省より各種協力を依頼してきたところですが、膨大な災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するためには、全国規模での広域処理体制を構築することが必要となっています。

については、環境省災害廃棄物対策特別本部において、損壊家屋等の廃棄物の受入処理に関する調査を実施し、被災地地方公共団体の要望との調整を行うことにより、全国の地方公共団体の協力による広域処理体制を整備することとしました。

貴職におかれましても、事情御高察の上、災害廃棄物の広域処理体制の整備に特段の御配慮をお願いします。

チャレンジ
未来が変わる。
日本が変える。
25

BR



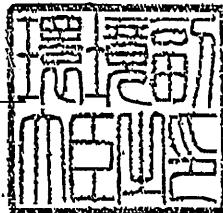
「節電への御協力をよろしくお願ひいたします」

環境対発第 110408001 号

平成 23 年 4 月 8 日

様

環境副大臣 近藤昭



東日本大震災により生じた廃棄物の受入処理への御協力について

この度の震災によりお亡くなりになられた方々に対し衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被害を受けられた被災者の皆様方に対して心よりのお見舞いを申し上げます。

また、多くの地方公共団体の皆様には多大なる御支援をいただき、感謝申し上げます。

さて、未曾有の規模で起きたこの度の震災による被害は甚大であり、膨大な量の損壊家屋等の廃棄物が発生しており、これらは復興に向けた大きな妨げとなるだけでなく、衛生状態の悪化による病気の発生など、二次災害の発生を招くおそれがあり、その適正な処理が急務となっています。

しかしながら、被災地の廃棄物処理施設にも大きな被害が生じており、また、廃棄物処理に従事する人員の確保も困難な状況となっております。

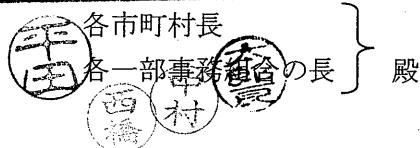
このような状況の中、環境省では、「環境省災害廃棄物対策特別本部」を立ち上げ、さらに関係省庁・被災地自治体と連携し、政府を挙げた支援に努めていますが、膨大な量の損壊家屋等の廃棄物を適正かつ迅速に処理するためには、全国的な処理体制の下で進めることが必要です。

つきましては、貴団体におかれましては、事情を御高察の上、可能な限り被災地において生じた廃棄物の受入処理への御協力をお願い申し上げます。

一日も早い被災地の復興にご支援いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

決 裁 月 日	平成 23 年 10 月 19 日							
	係	主査	係長	補佐	課長	部長	副市長	市長
該 す ま し ます	[公印省略]	中	福 田		中 川	山 川		

23 廃第 1163 号
平成 23 年 10 月 11 日



福岡県環境部廃棄物対策課長
(計画指導係)

東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入検討状況調査について(照会)

このことについて、東日本大震災によって発生した膨大な災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するためには広域処理が必要とされており、10月4日に開催された「災害廃棄物の広域処理推進会議」におきましても、参加自治体に対し岩手県及び宮城県から要請があつたところです。

また、東京都は9月28日に岩手県の災害廃棄物の受入を発表し、環境省もこれをリーディングケースとして広域処理を推進する体制及び手続を整備することとしています。

このような中、環境省から受入検討状況に係る再調査依頼がありましたので、下記につき御回答いただきますようお願いします。

なお、実際の受入にあたっては、放射性物質による汚染を危惧する住民への説明、搬入側での線量計によるモニタリング及び情報の公表等が肝要となることを申し添えます。

おって、一部事務組合構成市町村にあっては、事務組合からの御回答のみにて、差し支えありません。

記

1 調査票の取扱いについて

(1) 検討状況A～Cに該当する場合

- データを九州地方環境事務所へ送信します。

(2) 検討状況A～Cに該当しない(検討を行っていない)場合

- データを九州地方環境事務所へ送信しません。

2 回答期限

平成 23 年 10 月 19 日

3 環境省ファイル

(1) 東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入検討状況調査について(事務連絡).pdf

- 東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入検討状況調査要領
- 環境省における災害廃棄物の広域処理の推進体制(10月4日廃棄物対策課)

(2) 災害廃棄物受入検討状況調査票.xls



福岡県環境部廃棄物対策課計画指導係 野口
電話 : 092-643-3363
FAX : 092-643-3365
メール : haiki@pref.fukuoka.lg.jp

別紙

東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入検討状況調査要領

1. 調査方法

「災害廃棄物受入検討状況調査票」により、貴管内市区町村分を取りまとめの上、回答してください。

2. 回答提出先

別添の提出先に電子ファイルを提出願います。

3. 回答期限

平成 23 年 10 月 21 日（金）17:00

4. 記入上の留意点

①検討状況

以下の A～C から選択して記入してください。

- A : 既に受入れを実施している
- B : 被災地への職員派遣や検討会議の設置等の具体的な検討を行っている
- C : 被災地への職員派遣や検討会議の設置等は行っていないが、受入れに向けた検討を行っている

②検討内容等

具体的な検討の内容や進捗状況を記入してください。

③受入れが想定される廃棄物

以下のような記載を参考にしてください。

- 可燃性混合廃棄物（木くずやプラスチック等が混合した状態の廃棄物）
- 不燃ごみ（割れたガラス等、埋立処分が必要な廃棄物）
- 粗大ごみ（家具等で破碎処理を要する廃棄物）
- 燃え殻等（火災により発生した燃え殻等、埋立処分が必要な廃棄物）

④処理施設名（処理内容）

受入れが想定される施設名と処理内容（焼却、破碎、埋立等）を記入してください。

⑤1日処理可能量

処理余力を勘案し、1日の処理可能量を記入してください。

⑥年間最大受入可能量

処理余力・保管能力等を勘案し、年間最大受入可能量を記入してください。

※③～⑥については、受入れが可能となった場合に想定される処理能力等を可能な範囲で記入してください。

事務連絡
平成 23 年 10 月 7 日

関係都道府県廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入検討状況調査について

東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理については、本年 4 月 8 日付け事務連絡「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理体制の構築に関する調査について（依頼）」により各地方公共団体における災害廃棄物の受入処理に関する調査を実施し、多数の回答を頂きました。

しかしながら、放射性物質による災害廃棄物の汚染を心配する意見が全国各地で寄せられ、慎重な対応を余儀なくされていたところです。

環境省では、今般の東京都における広域処理のスタートを契機として、今後、広域処理を加速するため、環境省本省と地方環境事務所が緊密に連携し、広域処理のマッチングを進めることとしています。

このため、各地方公共団体における災害廃棄物の受入検討状況を把握し、得られた情報を用いて具体的なマッチングを実施することを目的として、別紙要領により調査を実施いたします。

なお、本調査の結果について、個別の地方公共団体名は公表しないこととしています。御多忙の折、大変恐縮ではございますが、御協力方よろしくお願いします。

＜連絡先＞

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課 担当：敷田、青竹、播磨
TEL：03-3581-3351（内線 6857）
E-mail：hairi-haitai@env.go.jp

参考

環境省における災害廃棄物の広域処理の推進体制

平成23年10月4日
環境省廃棄物対策課

1. 背景・目的

東日本大震災によって発生した膨大な災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するためには、広域処理が必要であり、具体的な処理方法等を示した岩手県災害廃棄物処理詳細計画や宮城県災害廃棄物処理実行計画（第1次案）においても位置付けられている。

一方で、災害廃棄物の放射性物質による汚染を危惧する意見が各地で寄せられており、受入側の地方公共団体や住民の理解が重要であることから、環境省では、災害廃棄物の広域処理における安全性の考え方、搬出側における安全性の確認方法について整理し、「災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン」としてとりまとめた。

このような中、東京都及び岩手県は、十分な安全性の検証を行ったうえで、9月30日に広域処理について基本協定を締結したところ。

今回の広域処理スタートを契機として、災害廃棄物の受入側地方公共団体や住民の理解を得つつ、被災した地方公共団体のニーズに応じた広域処理の推進を図る。

2. マッチングの進め方

- ① 環境省廃棄物対策課は、受入側地方公共団体から、受入可能な廃棄物の種類、焼却処理受入可能量、破碎処理受入可能量、埋立処理受入可能量、受入条件等（「受入情報」という。）について、受入側地方公共団体が所在する地方環境事務所（「所管地方環境事務所」という。）を通じて把握し、環境省現地災害対策本部（東北地方環境事務所及び各県内支援チーム）に提供する。
- ② 環境省現地災害対策本部は、①の情報をまとめ、被災側地方公共団体に受入情報を提供する。環境省現地災害対策本部は、被災側地方公共団体の希望を踏まえて、広域処理マッチングを進める案件を決定する。
- ③ 環境省現地災害対策本部は、所管地方環境事務所に連絡し、所管地方環境事務所が受入側地方公共団体に連絡を行う。
- ④ 所管地方環境事務所は、被災側地方公共団体、環境省現地災害対策本部、受入側地方公共団体及び所管地方環境事務所からなるキックオフミーティングの開催について調整する。
- ⑤ その後は、当事者同士の調整を原則としつつ、環境省現地災害対策本部、所管地方環境事務所は、被災側地方公共団体、受入側地方公共団体間の調整を行う。

別添

回答提出先

○北海道地方環境事務所【北海道】

環境対策課

(電話) 011-299-1952 (FAX) 011-736-1234 (電子メール) REO-HOKKAIDO@env.go.jp

○環境省現地災害対策本部（東北地方環境事務所）【青森県、秋田県、山形県】

(電話) 022-722-2871 (FAX) 022-724-4311 (電子メール) REO-TOHOKU@env.go.jp

○関東地方環境事務所【茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県】

廃棄物・リサイクル対策課

(電話) 048-600-0814 (FAX) 048-600-0517 (電子メール) HAIRI-KANTO@env.go.jp

○中部地方環境事務所【富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県及び三重県】

廃棄物・リサイクル対策課

(電話) 052-955-2132 (FAX) 052-951-8889 (電子メール) REO-CHUBU@env.go.jp

○近畿地方環境事務所【滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県】

廃棄物・リサイクル対策課

(電話) 06-4792-0702 (FAX) 06-4790-2800 (電子メール) REO-KINKI@env.go.jp

○中国四国地方環境事務所【鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県】

廃棄物・リサイクル対策課

(電話) 086-223-1584 (FAX) 086-224-2081 (電子メール) REO-CHUSHIKOKU@env.go.jp

○高松事務所【徳島県、香川県、愛媛県及び高知県】

廃棄物・リサイクル対策課

(電話) 087-811-7240 (FAX) 087-822-6203 (電子メール) MOE-TAKAMATSU@env.go.jp

○九州地方環境事務所【福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県】

廃棄物・リサイクル対策課

(電話) 096-214-0328 (FAX) 096-214-0349 (電子メール) REO-KYUSHU@env.go.jp

- ⑥ 所管地方環境事務所は、受入側地方公共団体の地元住民理解促進のため、有識者を派遣することが効果的であると判断する場合には、環境省廃棄物対策課に連絡を行い、有識者派遣を手配することができる。
- ⑦ 環境省現地災害対策本部は、広域処理の進捗状況を管理する。

3. その他の環境省による支援

広域処理推進会議を開催することにより、被災側地方公共団体、受入側地方公共団体に、安全性評価に関する情報、実施事例、住民説明用資料等について情報提供を行う。
災害廃棄物の運搬等に関して、地方公共団体の意向を把握しつつ、関係省庁と連携し必要な協力をを行う。

4. 民間事業者（リサイクル業者、産業廃棄物処理業者等）による受入

災害廃棄物の受入を希望する民間事業者は、所在地方公共団体に連絡し、当該地方公共団体より、所管地方環境事務所宛てに受入情報を登録することとする。民間事業者からの相談は、所管地方環境事務所が行うものとし、受入側地方公共団体との調整を図る。

5. 広域処理の相談窓口

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

(電話) 03-5501-3154、(FAX) 03-3593-8263
(電子メール) hairi-haitai@env.go.jp

○環境省現地災害対策本部（東北地方環境事務所）【青森県、秋田県、山形県担当】

(電話) 022-722-2871、(FAX) 022-724-4311
(電子メール) REO-TOHOKU@env.go.jp

○環境省現地災害対策本部岩手県内支援チーム【岩手県担当】

(電話) 019-629-3035、(FAX) 019-625-7712

○環境省現地災害対策本部宮城県内支援チーム【宮城県担当】

(電話) 022-211-2687、(FAX) 022-211-2390

○北海道地方環境事務所【北海道】

環境事務所環境対策課
(電話) 011-299-1952、(FAX) 011-736-1234
(電子メール) REO-HOKKAIDO@env.go.jp

○関東地方環境事務所【茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県】

(電話) 048-600-0814、(FAX) 048-600-0517

(電子メール) HAIRI-KANTO@env.go.jp

○中部地方環境事務所【富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県及び三重県】

廃棄物・リサイクル対策課

(電話) 052-955-2132、(FAX) 052-951-8889

(電子メール) REO-CHUBU@env.go.jp

○近畿地方環境事務所【滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県】

廃棄物・リサイクル対策課

(電話) 06-4792-0702、(FAX) 06-4790-2800

(電子メール) REO-KINKI@env.go.jp

○中国四国地方環境事務所【鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県】

廃棄物・リサイクル対策課

(電話) 086-223-1584、(FAX) 086-224-2081

(電子メール) REO-CHUSHIKOKU@env.go.jp

○高松事務所【徳島県、香川県、愛媛県及び高知県】

廃棄物・リサイクル対策課

(電話) 087-811-7240、(FAX) 087-822-6203、

(電子メール) MOE-TAKAMATSU@env.go.jp

○九州地方環境事務所【福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県】

九州地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課

(電話) 096-214-0328、(FAX) 096-214-0349

(電子メール) REO-KYUSHU@env.go.jp

災害廃棄物受入検討状況調査票

都道府県名 福岡県

市区町村名	検討状況 (A~C)	検討内容等 (②)	想定される受入処理能力等					担当 ⑦
			受入れが想定 される廃棄物 ③	処理施設名 (処理内容) ④	1日当たり 処理可能量 ⑤	年間最大 受入可能量 ⑥		
(例1) ○○市	B	検討会議を立ち上げ、受入基準等について検討中。	可燃性混合廃棄物 ③	○○クリーンセンター(運送) ○○処分場(埋立) ④	200t/d 280t/d ⑤	70,000t ⑥	所属 氏名 電話 メール	○○局○○課 ○○ ○○ ***-***-*** ***@○.ly.***.lg.jp ⑦
(例2) △△市	—	・施設の受入余力がなく、検討していない。 ・住民の理解が得られない。 ・検討の予定なし。	—	—	—	—	所属 氏名 電話 メール	△△局○○課 △△ △△ ***-***-*** ***@○.ly.***.lg.jp ⑦
							所属 氏名 電話 メール	
							所属 氏名 電話 メール	
							所属 氏名 電話 メール	
							所属 氏名 電話 メール	